

# 物品等競争入札参加資格審査の申請方法変更等に関する よくある質問

- Q** 令和 5・6 年度入札参加資格申請の申請は、蓮田市へ提出してもいいですか。
- A** 令和 5・6 年度の申請の受付は、埼玉県電子入札共同システム（以下、共同システムと表記します。）上で行います。  
蓮田市では申請の受付をしておりませんのでご了承ください。
- Q** 令和 5・6 年度の資格有効期間内に変更がある場合、共同システムへの申請になりますか。
- A** 令和 5・6 年度入札参加資格の申請は、変更申請等も含めて共同システムを介して受付します。
- Q** 令和 5・6 年度当初の入札参加資格申請の期限が過ぎてしまった場合は、どうすればよいでしょうか。
- A** 令和 5 年 4 月 1 日からの登録には間に合いませんが、定期的に追加申請の受付をしておりますのでそれにより申請してください。（これも共同システムへの申請です。）
- Q** 申請方法が「新規申請」と「更新申請」で分かれています。どちらで申請すればいいですか。
- A** 共同システムにおける「新規申請」と「更新申請」の違いは、令和 3・4 年度に共同システムで登録をしていないのであれば「新規申請」、既に登録をしているのであれば「更新申請」となります。つまり、令和 3・4 年度中に他市町への申請によって共同システムに登録してある場合は「更新申請」、していない場合は「新規申請」ということになります。
- Q** 工事・設計・土木施設維持管理では既に共同システムで登録をしていますが、「更新申請」でいいですか。
- A** 工事・設計・土木施設維持管理と物品等の申請は別なので、令和 3・4 年度に物品等で共同システムの登録がないのであれば「新規申請」となります。
- Q** 令和 3・4 年度における蓮田市の業種区分と、令和 5・6 年度の共同システムの業種区分が合致しませんが、どうすればいいですか。
- A** 読替表を作成しましたので、それを参考に登録してください。

**Q** 令和 3・4 年度の入札参加資格の変更等の申請も、今後は共同システムへの申請になりますか。

A 共同システムへ申請するのは令和 5・6 年度の方からです。令和 3・4 年度の申請は今までもどおり蓮田市へ申請してください。

**Q** 電子入札はいつから始まる予定ですか。

A 具体的な時期は未定ですが、できるだけ早めの導入を目指します。

**Q** 今後の入札は全て電子入札になりますか。

A 契約検査課で行う物品・その他の入札については、原則として全て電子入札で行う予定です。(契約検査課以外が行う入札については、従来どおりの紙による入札で行う予定です)

**Q** 電子入札を行う案件に紙の入札書で参加できますか。

A 原則として電子入札の案件に紙での参加は認めません。しかし、電子証明書の手続き中で電子での参加ができない等の、やむを得ない場合については申請をすることで参加することができます。

**Q** 電子入札になることで、どのようなメリットがありますか。

A インターネットを介しての入札になるため、応札者の移動・待機等の時間が無くなることによる人件費・交通費等の削減、来場の必要がなくなることによる入札機会の確保等の理由が考えられます。

**Q** 入札参加資格の申請に電子証明書は必要になりますか。

A 入札参加資格の申請のみであれば電子証明書の取得は必要ありません。

**Q** 入札参加資格の申請はしますが、入札に参加する予定はありません。その場合でも、電子証明書は必要になりますか。

A 電子入札をしない場合、電子証明書は必要ありません。

**Q** 今までは登録業種が 5 つまででしたが、共同受付ではどうなりますか。

A 共同受付では登録業種に制限はありません。希望のものを全て登録してください。